

山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、困難を抱える県内の子どもとその家庭（以下「対象家庭」という。）に多くの県産生鮮食料等が提供されるよう、生鮮食料等を取り扱う団体等による対象家庭に向けた生鮮食料等の保管場所整備等に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生鮮食料等を取り扱う団体等が行う生鮮食料等の保管場所整備事業とする。

2 前項の補助対象事業は、こども食堂への支援や対象家庭への支援実施期間中にも並行して整備できるものとする。ただし、各年度の1月31日までに、当該事業が完了できるものでなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、法人格を有する次の団体等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 生鮮食料品を取り扱う販売所を管理している団体等（法人格を有する）
- (2) 生鮮食料品を販売している団体等（法人格を有する）
- (3) 上記（1）から（2）以外に、本事業に関連して予め知事が補助対象者として認めた団体等

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業等の他の機関から助成を受ける事業と、その補助対象経費を別にすること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに県に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 知事は、前項の申請書を受領し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第6条 審査は、書面により行う。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の審査に基づいて、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助金の交付の条件等に違反した場合の措置として、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、精算払いとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(第3項において「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による申請により、知事にその承認を受けた場合は、その当該年度までとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 工事請負費 2 修繕料 3 備品購入費 (1件あたり5万円以上の物品の購入) 4 消耗品費 5 その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の 4分の3以内	1箇所あたり 1,000千円

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体等名称
代表者名
TEL

印

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 整備事業内容（様式第1号の1）
- 3 収支予算書（様式第1号の2）
- 4 補助金申請団体等調書（様式第1号の3）
- 5 誓約書（様式第1号の4）
- 6 その他添付書類

様式第1号の1

整備事業内容書

① 実施予定事業		<input type="checkbox"/> 生鮮食料等の保管場所の整備 <input type="checkbox"/> 生鮮食料等の保管に必要な備品及び消耗品の整備 <input type="checkbox"/> 生鮮食料等の整理に必要な備品及び消耗品の整備
② 事業概要	整備目的	
	整備の 必要性	
	具体的な 整備内容	※事業終了予定日を明記すること。
③ 事業効果	整備後に期待される効果	
④ 事業を実施するに当たり連携する団体等		※名称と活動の本拠地を記載
⑤ 子ども食堂への支援事業		※農家等からの生鮮食料等受付方法（予定） ※子ども食堂への受渡方法（案）及び実施予定回数等の記載

様式第1号の2

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表) 補助対象経費」の科目を記入してください。

様式第1号の3

補助金申請団体等調書

①団体等名称	種別（法人格）	
	名称	
②所在地	郵便番号	〒
	詳細住所	
③団体等情報	設立年月日	
	職員数	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E-Mail	
	活動内容	
	関係農家の数	
④代表者	役職	
	氏名	
⑤担当者	部署名	
	職氏名	
	E-Mail	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体等又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体等にあつては事務所所在地 〕

〔 法人、団体等にあつては法人・団体等名称、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置として、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。また、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。また、取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による申請により、知事にその承認を受けた場合は、その当該年度までとする。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体等名称
代表者名
TEL
印

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金事業変更（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこの
ことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（※変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体等名称
代表者名
TEL

印

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 整備事業報告書 (様式第4号の1)
- 2 収支決算書 (様式第4号の2)
- 3 経理関係書類 (領収書の写し等支出の実績が証明できるもの)
- 4 その他添付書類

整備事業報告書

①実施した事業		<input type="checkbox"/> 生鮮食料等の保管場所の整備 <input type="checkbox"/> 生鮮食料等の保管に必要な備品及び消耗品の整備 <input type="checkbox"/> 生鮮食料等の整理に必要な備品及び消耗品の整備
② 事業概要	整備目的	
	整備内容	
③ 事業効果	整備後の 事業効果	
④ 事業を実施するに当たり 連携した団体等		※団体等名称と活動の本拠地を記載
⑤ 子ども食堂への支援事業 の実績		※農家等からの生鮮食料等受付方法 ※子ども食堂への受渡し方法及び実施した内容の記載

様式第4号の2

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表) 補助対象経費」の科目を記入してください。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、
山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり
補助金の額を確定する。

確 定 額 円

令和 年 第 月 号 日

山梨県知事 殿

(団体等名称)

(役職・代表者名)

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け障第 号で額の確定があった令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金について、山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 交付要綱第11条に基づく補助金額の確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 添付書類
 - ・消費税の確定申告をした場合は、その関係書類
 - ・2の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

【内容に関する連絡先】

住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体等名称
代表者名
TEL

印

財産処分承認申請書

令和 年度山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県生鮮食料等確保支援体制整備費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類